

公開
頭撮り可

平成23年11月14日
厚生労働省老健局老人保健課
課長補佐 古川（内線3964）
総務係長 石田（内線3938）
（電話代表） 03(5253)1111
（直通） 03(3595)2490
（F A X） 03(3595)4010

第86回社会保障審議会介護給付費分科会の開催について

第86回社会保障審議会介護給付費分科会を次により開催いたしますので、お知らせいたします。

日時 平成23年11月24日（木） 9：30～12：30

場所 グランドアーク半蔵門 華の間（3階）
東京都千代田区隼町1-1

議題 1. 平成24年度介護報酬改定に向けて
2. その他

傍聴者 若干名

募集要領

- ・別紙参照の上、FAX又は電子メールにて事務局までお申し込み下さい。
- ・電話による申込みは、受け付けておりません。
- ・申込みに当たっては、1枚（1通）につき一人ずつとして下さい。
- ・傍聴申込みの締切りは、11月18日（金）17：00（厳守）です。
- ・申込み多数の場合は抽選を行い、その結果傍聴できない場合もありますのでご了承下さい。抽選の結果、傍聴券が当たった方には11月22日（火）までにFAXで傍聴券を送付いたします。ファックスが無い場合には登録いただいたメールアドレスに傍聴券を添付して送信します。会議当日は、この傍聴券を必ず受付に提示して下さい。なお、抽選に漏れた方に対しては、特段通知いたしませんのでご了承下さい。
- ・車椅子で傍聴を希望される方は、その旨お書き添え下さい。また、介助者がいる場合は、その方の氏名等も併せてお書き下さい。
- ・別紙「傍聴される方への注意事項」を厳守のうえ、会議を傍聴することができるものとします。
- ・カメラ等の撮影については、冒頭のみ可とします。

(別紙)

1. 傍聴申込みについて

(1) あて先

厚生労働省老健局老人保健課

F A X 番号 : 0 3 - 3 5 9 5 - 4 0 1 0

メールアドレス roujinhoken@mhlw. go. jp

(2) 記載事項

別添様式をご利用のうえ、F A X 又は電子メールにてご登録ください。

(3) 傍聴申込みの無い方や抽選に漏れた方は傍聴できません、また、開催当日の空席待ちも受け付けておりませんので御了承下さい。

2. 傍聴される方への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守して下さい。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

(2) 携帯電話等は、電源を必ず切って傍聴してください。

(3) 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。

(4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んで下さい。

(5) 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

(6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。

(7) 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。

(8) 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んで下さい。

(9) 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

(10) その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

(別添様式)

【第86回社会保障審議会介護給付費分科会(11月24日(木))傍聴希望】
(締切 平成23年11月18日(金) 17:00(厳守))

標記会議の傍聴を希望いたします。

傍聴にあたり、下記の事項を遵守いたします。

氏名	:	_____
勤務先(所属団体)	:	_____
住所	:	_____
連絡先(TEL)	:	_____
(FAX)	:	_____
(メールアドレス)	:	_____

※ 傍聴券の送付先にFAXが無い場合のみメールアドレスを記入

記

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話等は、電源を必ず切って傍聴してください。
- (3) 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- (4) 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- (5) 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- (6) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- (7) 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- (8) 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んで下さい。
- (9) 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (10) その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。